

2021年11月8日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿七丁目5番25号  
**株式会社デザインワン・ジャパン**  
代表取締役社長 高 島 靖 雄

## 第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

**本定時株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、極力、書面にて議決権を事前にご行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申しあげます。**

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年11月25日（木曜日）営業時間終了の時（午後6時）までに同封の議決権行使書が到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- |                       |  |
|-----------------------|--|
| 1. 日 時                | 2021年11月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）   |
| 2. 場 所                | 東京都新宿区西新宿2-4-1<br>新宿NSビル30階 NSスカイカンファレンス ホールB  |
| 3. 目 的 事 項<br>報 告 事 項 | 1. 第16期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第16期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項<br>議 案        | 取締役4名選任の件  |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.designone.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類に記載している連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

**【株主総会における新型コロナウイルス感染防止対策について】**

- ◎感染リスクを避けるため、本年は可能な限り書面で事前に議決権行使いただき、ご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会会場におきましては、感染防止対策の一環として株主席に間隔を空けた座席配置にすることから、ご用意できる座席数が例年よりも大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りさせていただく場合がございますので、予めご了承のほどお願い申し上げます。
- ◎ご来場の株主様は、マスクの着用をお願い申し上げます。また、受付付近に設置のアルコール消毒液をご使用いただき、感染防止にご協力いただきますようお願い申し上げます。
- ◎体調不良と見受けられる株主様には運営スタッフからお声掛けさせていただき、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ◎今後の状況により、株主総会の開催または運営に関して事前にご案内すべき事項が生じた場合には、当社ウェブサイト (<https://www.designone.jp/>) にてお知らせいたします。

(添付書類)

# 事業報告

(2020年9月1日から  
2021年8月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化する中、ワクチン接種が開始されたことにより、個人消費及び企業収益に持ち直しの動きが見られました。しかしながら、感染再拡大を受け、まん延防止等重点措置や度重なる緊急事態宣言が発出された結果、引き続き社会活動全般で多岐にわたる厳しい制限を受け、経済の先行きは不透明な状況となっております。

このような経営環境のもと、当社グループは「Webマーケティング技術」や「システム開発力」を活かし、店舗情報口コミサイト「エキテン」を中心にサービスを提供するとともに、子会社を通じた事業の多角化を積極的に促進いたしました。

当連結会計年度の業績は、「エキテン」における有料店舗会員数が減少したことを主因として、売上高は1,835,887千円（前連結会計年度比4.6%減）となりました。利益につきましては、販売費及び一般管理費の抑制に努めたものの売上高の減少の影響が大きく、営業利益135,857千円（前連結会計年度比32.9%減）、経常利益169,550千円（前連結会計年度比20.4%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、投資有価証券売却益を第1四半期に計上した一方、子会社ののれんと固定資産の一部について減損処理を行った結果、87,635千円（前連結会計年度比42.6%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間より、従来の「インターネットメディア事業」の単一セグメントから、店舗情報口コミサイト「エキテン」による「インターネットメディア事業」、システムの受託開発をはじめとした「DXソリューション事業」の2つの報告セグメントと、「その他」の3区分のセグメントに変更しております。

#### (インターネットメディア事業)

当社グループの主力事業である店舗情報口コミサイト「エキテン」におきましては、店舗獲得を進めるために、無料店舗会員の獲得に向けたWebマーケティング施策の実施、および各種キャンペーン等を行いました。また、日本マイクロソフト株式会社が運営する検索エンジン「Microsoft Bing」との連携やお店情報バラエティ「エキテンチャンネル」の展開などにより、サイトへの流入拡大を図ってまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞により、店舗の集客ニーズは依然として低水準となっており、後半には解約件数は減少して受注件数も回復基調となったものの、店舗数の回復には至りませんでした。

これらの結果、当連結会計年度末における「エキテン」の無料店舗会員数は268,459店舗、有料店舗会員数は17,329店舗（前連結会計年度末比960店舗減少）となりました（販促のための有料掲載サービス利用料金の無料適用先は、無料店舗会員数に含んでおります）。

この結果、インターネットメディア事業の売上高は1,603,280千円、セグメント利益は275,726千円となりました。

#### (DXソリューション事業)

ベトナムのシステム開発子会社であるNitro Tech Asia Inc Co. Ltd. の、ローコストおよび中小案件における対応力といった優位性を活かして、順調に業績を拡大いたしました。

また、ポスティングを軸とした「エリアマーケティング」を行っている株式会社DEECHの株式を取得して連結対象の子会社とした結果、第4四半期連結会計期間より同社の売上が寄与しております。

この結果、DXソリューション事業の売上高は189,791千円、セグメント損失は25,164千円となりました。

#### (その他)

前連結会計年度に子会社化した株式会社昼jobは、ナイトワーク出身の女性求職者に特化した人材紹介サービスにおいて、マーケットにおけるポジション確立に努めた結果、業績は堅調に推移しました。

この結果、その他事業の売上高は81,237千円、セグメント利益は974千円となり

ました。

(2) 設備投資の状況

当社の当連結会計年度における設備投資総額は、2,546千円であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、資金の機動的かつ安定的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額1,050百万円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しておりますが、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループにおいては、以下の課題に取り組んでおります。

①インターネットメディア事業

エキテンにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、「エキテン」の主要顧客である店舗や中小事業者は多大な影響を受けております。その結果、「エキテン」の有料掲載店舗数も減少が続いておりますが、キャンペーンの実施やサイトへの流入拡大を図った結果、回復の兆しが見えてまいりました。

この様な状況の中、今後は新オプションの開発や協業などにより、サービスラインナップを拡大してまいります。また、動画関連サービスの展開やグループ会社のサービスを店舗に展開して、新たな収益機会の開拓に努めてまいります。

②DXソリューション事業

子会社のNitro Tech Asia Inc Co. Ltd.を活用したシステム開発につきましては、順調に業績が伸びている中、今後も規模拡大に向けて積極的に投資を行ってまいります。

当連結会計年度中に子会社化した株式会社DEECHにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、足元では業績が伸び悩んでおりますが、主力サービスである「DEECH」の拡販に向けて、機能拡充と新規顧客の開拓に努めてまいります。

③その他事業

株式会社昼jobにつきましては、ナイトワーク出身の求職者に特化した人材紹介サービスという特徴を活かして、今後は拠点を増やして成長スピードを加速してまいります。また、人材派遣などの新たなサービスの事業化にも取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 第13期	2019年度 第14期	2020年度 第15期	2021年度 (当連結会計年度) 第16期
売 上 高	—	2,181,144 千円	1,924,103 千円	1,835,887 千円
経 常 利 益	—	426,646 千円	212,963 千円	169,550 千円
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	204,031 千円	152,603 千円	87,635 千円
1株当たり当期純利益	—	13.50 円	10.11 円	5.93 円
総 資 産	—	3,251,422 千円	3,382,240 千円	3,607,683 千円
純 資 産	—	2,991,350 千円	3,105,795 千円	3,144,384 千円

(注) 第14期(2019年度)より連結計算書類の作成をしておりますので、第13期の数値は記載しておりません。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社社昼job	20,000千円	100%	有料職業紹介事業
株式会社DEECH	20,000千円	100%	広告代理業
Nitro Tech Asia Inc Co. Ltd.	200,450千 ベトナムドン	97.5%	オフショア開発

(注) 当社は、2021年5月13日付で株式会社アマネクコミュニケーションズの発行済株式の100%を取得し、同社を連結子会社としました。なお、同社は2021年6月1日付で株式会社DEECHに商号変更しております。

(7) 主要な事業内容

事 業	主 要 サ ー ビ ス
インターネットメディア事業	店舗情報ロコミサイト「エキテン」の企画・運営
DXソリューション事業	オフショア開発事業、エリアマーケティング事業

## (8) 企業集団の主要拠点

名称	所在地
株式会社デザインワン・ジャパン	東京都新宿区
株式会社昼job	東京都新宿区
株式会社DEECH	東京都中央区
Nitro Tech Asia Inc Co. Ltd.	ベトナム

(注) 株式会社DEECHは、2021年9月1日付で東京都新宿区に本店を移転し、同日付で所在地も東京都新宿区に変更しております。

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員数

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
インターネットメディア事業	41名	—
DXソリューション事業	78名	—
その他事業	10名	—
全社(共通)	16名	—
合計	145名	13名(増)

(注) 1. 従業員数には、臨時従業員は含んでおりません。  
2. 全社(共通)は総務、人事、経理及び財務等の管理部門の従業員数であります。  
3. 当連結会計年度より新しい事業区分に変更したため、セグメント別の前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

### ② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
61名	14名(減)	35歳2ヶ月	4年11ヶ月

(注) 従業員数には、出向者及び臨時従業員は含んでおりません。

## (10) 主要な借入先

該当事項はありません。

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 15,161,300株 (自己株式426,258株を含む)
- (3) 株主数 3,160名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
高島 靖雄	4,040,000 株	27.41 %
株式会社ティーエーケー	2,394,000	16.24
PC投資事業有限責任組合	1,431,700	9.71
高島 昭雄	999,500	6.78
株式会社EPARK	695,400	4.71
田中 誠	400,000	2.71
伊東 健彦	250,000	1.69
楽天証券株式会社	207,300	1.40
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	175,300	1.18
JPモルガン証券株式会社	103,800	0.70

- (注) 1. 当社は、自己株式を426,258株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。  
3. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。  
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 175,300株



(5) その他株式に関する重要な事項

①当事業年度中、新株予約権行使により発行済株式の総数が45,000株増加しております。

②当社は、2020年5月18日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

ア. 取得対象株式の種類

当社普通株式

イ. 取得した株式の総数

422,600株

ウ. 株式の取得価額の総額

99,994,500円

エ. 取得期間

2020年5月19日～2020年11月12日

オ. 取得方法

証券会社への自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社の使用人及び子会社の役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 島 靖 雄	事業本部長 兼 新規事業部長 兼 社長室長
取 締 役	田 中 誠	経営管理本部長 兼 情報戦略部長 兼 経理財務部長
取 締 役	武 内 智 裕	株式会社アガルート取締役
取 締 役	高 木 友 博	明治大学理工学部情報科学科教授 Hamee株式会社社外取締役 株式会社ランドネット社外取締役
常 勤 監 査 役	工 藤 耕 二	—
監 査 役	石 田 史 朗	株式会社リアルストーン代表取締役 税理士法人DUAL PARTNERS代表社員 株式会社現代エステート代表取締役
監 査 役	鎌 田 智	オープンテクノロジー株式会社監査役 鎌田法律事務所所長

- (注) 1. 取締役武内智裕氏及び高木友博氏は、社外取締役であります。
2. 監査役工藤耕二氏、石田史朗氏及び鎌田智氏は、社外監査役であります。
3. 監査役工藤耕二氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役石田史朗氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役鎌田智氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役武内智裕氏、高木友博氏、監査役工藤耕二氏を東京証券取引所の定めに基づく、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 2021年9月1日付で次のとおり異動がありました。

氏名	地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
	変更前	変更後
高島 靖雄	代表取締役社長 事業本部長 兼 新規事業部長 兼 社長室長	代表取締役社長 メディア事業本部長 兼 新規事業部長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる以下の損害を填補することとしております。ただし、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為または故意による法令違反または保険開始日前に既に発生している損害賠償請求等については当該保険契約の対象外となっております。なお、当該保険契約の被保険者は、当社の取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担することとしております。

(填補の対象となる損害)

- ① 被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金および和解金）
- ② 会社による有価証券報告書等の不実記載（金融商品取引法第24条の4）に伴い、株価下落によって有価証券を取得した者から提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金および和解金）

## (4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社取締役の報酬等は、基本報酬及び業績連動報酬で構成されており、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は以下のとおりであります。

なお、当該決定方針は取締役会で決議したものであり、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が下記決定方針と整合していることを確認していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### (ア) 基本報酬

社内取締役の当期基本報酬は、前期の報酬額に役職に応じて設定された固定割合を乗じた額を毎月支給するものとします。

社外取締役の当期基本報酬は、前期報酬額と同額とし、毎月支給するものとします。

#### (イ) 業績連動報酬

社内取締役の業績連動報酬は、決算短信において公表している各事業年度の連結売上高及び連結営業利益等の予想値を業績指標として採用し、各取締

役の役職及び当該指標に対する達成度を勘案して決定された額を、金銭にて毎月支給するものとします。

社外取締役の業績連動報酬は、前期及び前々期連結営業利益から算出される連結営業利益の成長率を業績指標として採用し、前期報酬額に当該成長率と一定の掛け率を乗じて算定された額を、金銭にて毎月支給するものとします。なお、当該成長率が0%以下の場合は、原則0%として算定するものとします。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2015年11月27日開催の第10回定時株主総会において年額150,000千円以内（うち社外取締役分は年額15,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役の員数は2名）です。

監査役の報酬限度額は、2013年11月28日開催の第8回定時株主総会において年額10,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会決議に基づき、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、上記①記載の決定方針に従って取締役の個人別の報酬等の額を決定することを代表取締役社長 事業本部長兼新規事業部長兼社長室長高島靖雄に委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。

④ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役	34,464千円	30,542千円	3,921千円	—	4名
（うち社外取締役）	(8,568千円)	(8,568千円)	(—)	(—)	(2名)
監査役	8,268千円	8,268千円	—	—	3名
（うち社外監査役）	(8,268千円)	(8,268千円)	(—)	(—)	(3名)
合計	42,732千円	38,810千円	3,921千円	—	7名

(注) 業績連動報酬の算定方法及び算定に用いる業績指標は上記①のとおりであります。なお、当事業年度の業績連動報酬の算定に用いた連結売上高の実績は1,924百万円、連結営業利益の実績は202百万円、連結営業利益成長率は0%であり、これらの指標を選定した理由は、当社の業績を反映する最も重要な指標であると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	武内 智裕	株式会社アガルト	取締役	当社と当該他の法人等との間には、重要な取引その他の関係はありません。
取締役	高木 友博	明治大学理工学部情報科学科	教授	当社と当該他の法人等との間には、重要な取引その他の関係はありません。
		Hamee株式会社 株式会社ランドネット	社外取締役	
監査役	石田 史朗	株式会社リアルストーン 株式会社現代エステート	代表取締役	当社と当該他の法人等との間には、重要な取引その他の関係はありません。
		税理士法人DUAL PARTNERS	代表社員	
監査役	鎌田 智	オープンテクノロジー株式会社	監査役	当社と当該他の法人等との間には、重要な取引その他の関係はありません。
		鎌田法律事務所	所長	

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	武内 智裕	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	高木 友博	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	工藤 耕二	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。常勤監査役として当社取締役の業務執行状況を監視し、必要に応じ、適宜発言を行っております。
監査役	石田 史朗	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。主に税理士としての豊富な経験から、必要に応じ、適宜発言を行っております。
監査役	鎌田 智	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。主に弁護士としての豊富な経験から、必要に応じ、適宜発言を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役武内智裕氏は、関連業界における経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく他の取締役の監督、及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言が期待されておりますが、取締役会において、それらの経験及び見識に基づき有用な助言等を行っております。

取締役高木友博氏は、一般企業での勤務経験及び大学教授としての豊富な経験と幅広い見識に基づく他の取締役の監督、及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言が期待されておりますが、取締役会に

において、それらの経験及び見識に基づき有用な助言等を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分ができませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務（非監査業務）である、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導業務について対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針であります。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、会計監査人の法令違反、適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会社法第344条の規定により、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に付議いたします。



## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

①取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

#### (ア) コーポレートガバナンス

- ・取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」、「取締役会決議事項に関する取扱いルール」等に従い、協議に十分な時間をかけたうえで、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- ・取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
- ・監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

#### (イ) コンプライアンス

- ・取締役及び使用人は、「グループ経営理念」に則り行動する。
- ・コンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、子会社も対象としたグループ共通の「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス体制の充実に努める。

#### (ウ) 財務報告の適正性確保のための体制整備

- ・商取引管理及び経理に関する社内規程を整備し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。
- ・金融商品取引法その他の法令に基づき、財務報告の適正性を確保するための体制を確保し、その整備・運用状況を定期的に評価し改善を図る。

#### (エ) 内部監査

「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。

#### (オ) 反社会的勢力排除

反社会的勢力へ対応に関する「反社会勢力対策管理規程」を定め、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「情報セキュリティ基本方針」及びその関連規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録をはじめとした機密情報等の情報資産を適切に保存・管理し、情報セキュリティの確保を図る。また、会社の重要な情報の適時開示そ

他の開示を所管する部署を設置するとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時かつ適切に開示する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社をとりまく様々なリスクに対処するため、リスク管理委員会やリスク管理責任者を設置するとともに、各種管理規程、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理する。また、管理体制の有効性につき定期的に取り締役に報告する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア) 定例取締役会

定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うために、適宜、臨時取締役会を開催し、経営の基本方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督等を実施する。

(イ) 中期経営計画の策定

中期経営計画により、中期的な基本戦略、経営指標を明確化するとともに、年度毎の利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を検討・実行する。

(ウ) 職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、社内規程を整備し各役職者の権限及び責任の明確化を図る。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(ア) 子会社管理・報告体制

子会社統括部署は連結会社経営に関する社内規程に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたる。子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容・規模等を考慮の上、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。

(イ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の事業内容・規模等を考慮の上、リスクカテゴリー毎に当社グループ全体のリスクを管理する。また、管理体制の有効性につき定期的に検証する。

(ウ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

企業集団としての経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を

通じた支援を実施する。

(エ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス規程に定めた事項の実施状況につき随時モニター・レビューを実施するとともに、必要に応じて子会社における教育・研修を実施し、当社グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。
- ・子会社の業務活動全般も内部監査の対象とする。

⑥ 監査役の補助使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役（会）が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くこととし、その任命、異動については、監査役の同意を必要とする。監査役（会）の職務を補助する使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。また、当該使用人の評価については監査役の意見を聴取して実施される。

⑦ 取締役及び使用人による監査役への報告体制等

(ア) 重要会議への出席

監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(イ) 報告体制

取締役及びその他の役職者は、定期的に職務執行状況を監査役に報告する。また、取締役及びその他の役職者は、監査役に対して、法令が定める事項のほか、財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定の内容等をその都度直ちに報告する。監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を使用人が直接報告する体制として内部通報窓口を整備する。

⑧ 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」を定め、監査役に対して報告を行った取締役及び使用人に対する不利益取扱を禁止する旨明記し、周知徹底する。

⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認のうえ、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア) 内部監査業務の監査役との連携

内部監査業務において、監査役との間で、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図る。

(イ) 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を独自に起用することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ①リスク管理委員会は、市場、情報セキュリティ、環境、労務、提供するサービスの品質など、会社を取り巻く様々な事業運営上のリスクの低減・回避策やリスクが顕在化した場合の対応策等を協議し、リスク管理の徹底を図っております。
- ②管理部は、コンプライアンス全般及び業務に直結する主要な社内規程、インサイダー取引や情報漏えい防止に関する研修に加え、内部通報制度の開始・周知等によりコンプライアンスの推進、実効性の確保に取り組んでおります。また、反社会的勢力の排除を目的とした団体に入会して、反社会的勢力の動向を把握するなど、情報収集や警察・弁護士等の外部専門機関との連携により、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
- ③内部監査部門は、毎期、コンプライアンスについて各部門共通の監査項目として、監査役と連携して内部監査を実施し、モニタリングしております。
- ④取締役会において、取締役及び監査役全員出席のもと、重要業務の執行に関する決定や監督等を行うとともに、毎期、中期経営計画及び利益計画(予算)を策定し、業務執行取締役は同計画の達成に取り組んでおります。
- ⑤監査役は、議事録や稟議書、契約書等の書類の閲覧に加え、関係者へのヒアリング、内部監査への立会い、代表取締役や監査法人との面談により監査を行うほか、毎月開催される取締役会やその他の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べ、取締役会での決議の状況や取締役の業務執行状況を監査しております。また、監査の実効性・効率性の確保を図るべく、会計監査人及び内部監査部門と監査上の重要な課題等について適宜情報・意見交換を行い、互いに連携して会社の内部統制状況を監視しております。

# 連結貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,787,108</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>268,051</b>
現金及び預金	2,219,623	買掛金	7,811
売掛金	135,111	1年内返済予定の長期借入金	12,900
有価証券	400,000	未払金	132,874
仕掛品	16,814	未払費用	51,801
貯蔵品	3,457	未払法人税等	37,795
前払費用	17,445	役員賞与引当金	115
その他	5,201	賞与引当金	2,286
貸倒引当金	△10,545	ポイント引当金	997
<b>固 定 資 産</b>	<b>820,575</b>	その他	21,468
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>63,230</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>195,247</b>
建物及び構築物	93,768	長期借入金	156,860
車両運搬具	11,283	資産除去債務	37,123
工具器具備品	26,636	その他	1,263
リース資産	1,927	<b>負 債 合 計</b>	<b>463,299</b>
減価償却累計額	△70,385	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>147,466</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,131,633</b>
のれん	139,059	資本金	648,780
その他	8,407	資本剰余金	628,780
<b>投資その他の資産</b>	<b>609,877</b>	利益剰余金	1,954,258
投資有価証券	432,059	自己株式	△100,186
敷金及び保証金	128,229	その他の包括利益累計額	9,624
繰延税金資産	43,695	その他有価証券評価差額金	2,867
その他	7,836	為替換算調整勘定	6,757
貸倒引当金	△1,941	新株予約権	54
		非支配株主持分	3,072
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,144,384</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,607,683</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>3,607,683</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2020年9月1日から  
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,835,887
売上原価		244,263
売上総利益		1,591,624
販売費及び一般管理費		1,455,766
営業利益		135,857
営業外収益		
受取利息	3,081	
受取配当金	1,169	
投資有価証券売却益	7,241	
投資事業組合運用益	5,173	
違約金収入	7,958	
助成金収入	6,218	
還付消費税等	3,769	
その他	1,609	36,221
営業外費用		
支払利息	490	
為替差損	1,825	
その他	212	2,528
経常利益		169,550
特別利益		
投資有価証券売却益	92,114	
新株予約権戻入益	316	92,431
特別損失		
和解金	6,000	
減損損失	68,798	74,798
税金等調整前当期純利益		187,183
法人税、住民税及び事業税	75,303	
法人税等調整額	22,515	97,818
当期純利益		89,364
非支配株主に帰属する当期純利益		1,729
親会社株主に帰属する当期純利益		87,635

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年9月1日から  
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	648,105	628,105	1,866,623	△37,482	3,105,352
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	675	675	—	—	1,350
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	87,635	—	87,635
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△62,704	△62,704
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	675	675	87,635	△62,704	26,281
当 期 末 残 高	648,780	628,780	1,954,258	△100,186	3,131,633

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	503	△1,633	△1,129	370	1,202	3,105,795
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	—	—	—	—	—	1,350
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	87,635
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	△62,704
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	2,363	8,390	10,754	△316	1,869	12,307
当 期 変 動 額 合 計	2,363	8,390	10,754	△316	1,869	38,588
当 期 末 残 高	2,867	6,757	9,624	54	3,072	3,144,384

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,444,273</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>224,878</b>
現金及び預金	1,943,791	買掛金	11,578
売掛金	94,498	未払金	118,918
有価証券	400,000	未払費用	46,719
仕掛品	474	未払法人税等	33,254
貯蔵品	3,439	未払消費税等	9,374
前払費用	10,765	前受金	1,077
その他	1,849	預り金	2,959
貸倒引当金	△10,545	ポイント引当金	997
<b>固 定 資 産</b>	<b>976,453</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>31,338</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>55,902</b>	資産除去債務	31,338
建物	77,887	<b>負 債 合 計</b>	<b>256,216</b>
工具器具備品	18,793	<b>純 資 産 の 部</b>	
減価償却累計額	△40,778	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,161,588</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>6,018</b>	資本金	648,780
ソフトウェア	6,018	資本剰余金	628,780
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>914,531</b>	資本準備金	628,780
投資有価証券	432,059	利益剰余金	1,984,213
関係会社株式	322,578	その他利益剰余金	1,984,213
破産更生債権等	1,941	繰越利益剰余金	1,984,213
敷金及び保証金	116,151	<b>自 己 株 式</b>	<b>△100,186</b>
繰延税金資産	43,695	評価・換算差額等	2,867
その他	46	その他有価証券評価差額金	2,867
貸倒引当金	△1,941	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>54</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,420,727</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,164,510</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>3,420,727</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 損 益 計 算 書

(2020年9月1日から  
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,674,588
売上原価		228,689
売上総利益		1,445,898
販売費及び一般管理費		1,307,994
営業利益		137,903
営業外収益		
受取利息	22	
受取配当金	1,169	
有価証券利息	1,420	
投資有価証券売却益	7,241	
違約金収入	7,958	
助成金収入	3,754	
投資事業組合運用益	5,173	
還付消費税等	3,769	
その他	2,679	33,189
営業外費用		
為替差損	661	
支払手数料	212	874
経常利益		170,218
特別利益		
投資有価証券売却益	92,114	
新株予約権戻入益	316	92,431
特別損失		
関係会社株式評価損	87,486	87,486
税引前当期純利益		175,163
法人税、住民税及び事業税	71,205	
法人税等調整額	22,176	93,382
当期純利益		81,781

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2020年9月1日から  
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	648,105	628,105	628,105	1,902,432	1,902,432	△37,482	3,141,161
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	675	675	675	—	—	—	1,350
当 期 純 利 益	—	—	—	81,781	81,781	—	81,781
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	△62,704	△62,704
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	675	675	675	81,781	81,781	△62,704	20,427
当 期 末 残 高	648,780	628,780	628,780	1,984,213	1,984,213	△100,186	3,161,588

	評価・換算差額等		新株予約権	純 資 産 計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	503	503	370	3,142,036
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	—	—	—	1,350
当 期 純 利 益	—	—	—	81,781
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△62,704
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,363	2,363	△316	2,046
当 期 変 動 額 合 計	2,363	2,363	△316	22,474
当 期 末 残 高	2,867	2,867	54	3,164,510

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年10月15日

株式会社デザインワン・ジャパン  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久世浩一 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤裕之 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社デザインワン・ジャパンの2020年9月1日から2021年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デザインワン・ジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年10月15日

株式会社デザインワン・ジャパン  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久世浩一 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤裕之 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デザインワン・ジャパンの2020年9月1日から2021年8月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年9月1日から2021年8月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、当社の担当窓口を通じて事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等にしたがって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年10月21日

株式会社デザインワン・ジャパン 監査役会  
常勤監査役（社外監査役） 工 藤 耕 二 ㊟  
社外監査役 石 田 史 朗 ㊟  
社外監査役 鎌 田 智 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 議 案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	たか はた やす お 高 島 靖 雄 (1975年11月27日生)	2000年4月 富士通株式会社入社 2005年9月 当社設立、代表取締役社長就任 2016年9月 当社代表取締役社長エキテン事業本部長就任 2016年11月 当社代表取締役社長エキテン事業本部長兼社長室長就任 2017年3月 当社代表取締役社長エキテン事業本部長就任 2017年9月 当社代表取締役社長事業本部長兼事業本部デザイン戦略室長就任 2018年3月 当社代表取締役社長事業本部長就任 2018年9月 当社代表取締役社長就任 2021年1月 当社代表取締役社長事業本部長兼新規事業部長就任 2021年9月 当社代表取締役社長メディア事業本部長兼新規事業部長就任（現任）	4,040,000 株
	取締役候補者とした理由 及び期待される役割	創業者として当社の経営を指揮してきた実績を通じて培われた高い見識とリーダーシップを、今後も当社のさらなる成長に十分に活かしていただけると判断し、取締役候補者といたしました。	



候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	た な か まこと 田 中 誠 (1975年11月21日生)	2000年4月 日本電気株式会社入社 2002年11月 NECエレクトロニクス株式会社（現ルネサスエレクトロニクス株式会社）入社 2007年2月 当社入社 2007年8月 当社取締役開発部長就任 2014年4月 当社取締役新規事業開発部長就任 2016年1月 当社取締役情報システム部長就任 2016年9月 当社取締役情報戦略室長就任 2016年11月 当社取締役経営管理本部長兼情報戦略部長就任 2018年6月 当社取締役経営管理本部長兼情報戦略部長兼経理財務部長就任 2018年8月 当社取締役経営管理本部長兼情報戦略部長兼経理財務部長兼人事部長就任 2018年10月 当社取締役経営管理本部長兼情報戦略部長兼経理財務部長就任（現任）	400,000株
	取締役候補者とした理由 及び期待される役割	取締役として、情報システムを始めとした管理部門全般における豊富な経験・実績を有しており、引き続きその職務経験や知見を、当社の経営に活かしていただくことが期待できるものと判断し、取締役候補者いたしました。	
3	た け う ち と も ひ ろ 武 内 智 裕 (1959年10月3日生)	1982年4月 日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社）入社 1995年3月 第二電電株式会社（現KDDI株式会社）入社 2000年2月 ソフトバンク・テクノロジー株式会社（現SBテクノロジー株式会社）入社 2008年7月 株式会社ライブウェア（現株式会社マーベラス）入社 代表取締役社長就任 2015年2月 当社取締役就任（現任） 2019年9月 株式会社アガルート入社 取締役就任（現任）	1,000株
	社外取締役候補者とした理由 及び期待される役割	関連業界における経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく他の取締役の監督、及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言が期待できると判断し、社外取締役候補者いたしました。	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	たかぎともひろ 高木友博 (1954年6月8日生)	1988年10月 松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社 2000年4月 明治大学理工学部情報科学科 教授（現任） 2004年4月 カリフォルニア大学バークレー校 コンピュータサイエンス学科 客員研究員 2004年4月 日本学術振興会学術システム研究センター 専門委員 2015年11月 当社取締役就任（現任） 2017年7月 Hamee株式会社社外取締役就任（現任） 2019年10月 株式会社ランドネット社外取締役就任（現任）	一株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	一般企業での勤務経験及び大学教授としての豊富な経験と幅広い見識に基づく他の取締役の監督、及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言が期待できると判断し、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は直接企業経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者高嶋靖雄氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 当社は武内智裕氏及び高木友博氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。また、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる以下の損害を填補することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担することとしております。各候補者の再任が承認された場合、各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。  
(填補の対象となる損害)  
 ①被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金および和解金）  
 ②会社による有価証券報告書等の不実記載（金融商品取引法第24条の4）に伴い、株価下落によって有価証券を取得した者から提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金および和解金）
5. 武内智裕氏及び高木友博氏は社外取締役候補者であります。  
 なお、当社は武内智裕氏及び高木友博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 武内智裕氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年9ヶ月となります。
7. 高木友博氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
8. 取締役候補者の指名の方針と手続  
 経営陣幹部の選任と取締役候補者の指名を行うにあたっては、各人の能力、経験、見識などを総合的に勘案し、全社的立場に立ちその職務と責任を全うできる適任者を取締役ににおいて決定しております。

#### 9. 独立性判断基準

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準を当社の独立性判断基準としておりますが、これら基準を満たしていることに加え、経営者や業務執行取締役等がいる取締役会の場において、一般株主の利益を配慮しつつ率直に疑問を呈し議論を行える「精神的独立性」を有する人物を独立社外取締役として選定することとしております。

以 上

## 《会場ご案内図》

東京都新宿区西新宿 2 - 4 - 1

新宿 NSビル 30階  
NSスカイカンファレンス「ホールB」

電話 (03) 3342-4920



◎新宿駅「南口・西口」(JR線・京王線・小田急線・東京メトロ丸ノ内線)から徒歩約7分または都庁前駅「A3出口」(都営地下鉄線(大江戸線))から徒歩約3分